

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく共生社会を目指す必要があります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の3つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きずな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、さまざまな場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えており、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、新築オープン以来、多くの方々に入館していただいております。引き続き、利用者の方々へ快適な癒しを提供できるよう、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

介護保険事業については、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」や人材不足による事業者の経営悪化など深刻な状況に直面しております。

町では、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護または介護予防などの良質なサービスを実際に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ることで、介護を必要とする方々の生活の安定の確保に努めてまいります。

また、令和8年度が当該計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援などが計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和

12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道が示した標準税率により税率の改正を行っております。

引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

なお、令和8年度より子ども・子育て支援納付金の課税、徴収が新たに開始され、国民健康保険税として負担していただき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援の取組に充てられることとなっております。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となっているだけではなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている状況にあります。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関わっており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるかとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかには負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所および町内医療機関並びに福島町三師会と連携を図りながら、健康フェスティバルやガンに関する講演会などの啓発活動を積極的に展開してまいります。

